

青森県報

号外第三十六号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目次

規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者自立支援法施行細則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行規則の一部を改正する規則

水防施設費補助規則の一部を改正する規則

訓 令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) … 一

(税 務 課) … 四

(健 康 福 祉 課) … 四

(政 策 課) … 四

(医 療 薬 務 課) … 一〇

(こ ども み ら い 課) … 一〇

(同) … 一〇

(障 害 福 祉 課) … 一六

(同) … 一七

(同) … 一七

(同) … 一七

(河 川 砂 防 課) … 三〇

(同) … 三〇

(同) … 三〇

(総 務 学 事 課) … 三三

(税 務 課) … 三三

規

則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則(昭和三十二年十二月青森県規則第一百号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 行政職 給料表 | 警察職給料表 | 海事職 給料表 | 教育職給料表 (一) | 教育職給料表 (二) | 教育職給料表 (三) | 研究職給料表 | 医療職給料表 (一) | 医療職給料表 (二) | 医療職給料表 (三) | 第一号任 期付研究 員給料表 | 第二号任 期付研究 員給料表 | 技能職等 給 料 表 |
| 10級 | | | | | | | | | | 6号給 | | |
| 9級 | | | | | | | | | | | | |
| 8級 | 9級 8級 | | 4級 3級 | 4級 3級の17号給 以上 | 4級の5号給 以上 4級の4号給 以下 3級の9号給 以上 | 5級の5号給 以上 5級の4号給 以下 | 4級 | 7級 | 7級 | 4号給及び 5号給 | | |
| 7級 | | | | | | | | | | | | |
| 6級 | 7級 | | 2級の49号給 以上 | 3級の9号給 から16号給ま で | 2級の25号給 以上 | 4級 3級の13号給 以上 | 2級の13号給 以上 | 6級 | 6級 | 3号給 | | |
| 5級 | 6級 | 5級 | 2級の41号給 から48号給ま で | 3級の8号給 以下 2級の53号給 以上 | 3級の8号給 以下 2級の17号給 から24号給ま で | 3級の5号給 から12号給ま で | 2級の9号給 から12号給ま で | 5級 | 5級 | 2号給 | | |
| 4級 | 5級 | 4級 | 2級の37号給 から40号給ま で | 2級の45号給 から52号給ま で | 2級の5号給 から16号給ま で | 3級の4号給 以下 | 2級の8号給 以下 1級の25号給 以上 | | | 1号給 | | |
| 3級 | 4級 | 3級 | 2級の25号給 から36号給ま で | 2級の37号給 から44号給ま で | 2級の4号給 以下 1級の25号給 以上 | 2級の25号給 以上 | 4級 3級の13号給 から24号給ま で | 4級 3級の5号給 以上 | 4級 3級の5号給 以上 | | 1号給から 3号給まで | 4級 3級 |
| 2級 | 3級の9号給 以上 2級の33号給 以上 1級の41号給 以上 | 2級の9 号給以上 | 2級の9号給 から24号給ま で | 2級の21号給 から36号給ま で | 1級の9号給 から24号給ま で | 2級の9号給 から24号給ま で | 1級の12号給 以下 | 3級の4号給 以下 2級の9号給 以上 | 3級の4号給 以下 2級の29号給 以上 | | | 2級 |
| 1級 | 3級の8号給 以下 2級の32号給 以下 1級の40号給 以下 | 2級の8 号給以下 1級 以下 | 2級の8号給 以下 1級の40号給 以下 | 2級の20号給 以下 1級の40号給 以下 | 1級の8号給 以下 | 2級の8号給 以下 1級の44号給 以下 | | 2級の8号給 以下 1級 以下 | 2級の28号給 以下 1級 以下 | | | 1級 |

備考
 1 県警察職員たる警察本部長は、行政職給料表の9級相当とする。
 2 県警察職員たる警視正は、行政職給料表の8級相当とする。
 3 第一号任期付研究員給料表とは任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）第5条第1項に規定する給料表をいふ、第二号任期付研究員給料表とは同条例第2項に規定する給料表をいふ。

別表第二

| | | | | | | | | | | |
|------------|----------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 行政職 給料表 | 警察職 給料表 | 海事職 給料表 | 教育職 給料表 (一) | 教育職 給料表 (二) | 教育職 給料表 (三) | 研究職 給料表 | 医療職 給料表 (一) | 医療職 給料表 (二) | 医療職 給料表 (三) | 技能職等 給 料 表 |
| 10級 | | | | | | | | | | |
| 9級 | | | | | | | 4級 | | | |
| 8級 | 9級 8級 | | 4級 3級 | 4級 3級 | 4級 | 5級 | 3級 | 7級 | 7級 | |
| 7級 | | | | | | | | | | |
| 6級 | 7級 | | | | | 4級 | | 6級 | 6級 | |
| 5級 | 6級 | | | | | 3級 | | 5級 | 5級 | |
| 4級 | 5級 | | 2級 | 2級 | 2級 | | 2級 | | | |
| 3級 | 4級 | 3級 | | | 1級 | 2級 | 1級 | 4級 3級 | 4級 3級 | |
| 2級 | 3級 2級 1級 | 2級 | 1級 | 1級 | | 1級 | | 2級 | 2級 | 2級 |
| 1級 | | 1級 | | | | | | 1級 | 1級 | 1級 |

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職

務に相当する職務の級及び号給を定める規則の規定は、平成十八年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県税事務所長」を「地域県民局又は県税事務所所長（以下「県税事務所長等」という。）」に改める。

第三条の二及び第四条の二中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第五条第二項中「徴収金を」の下に「地域県民局又は」を加える。

第六条第一項中「各号」を削り、同項第一号及び第二号中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第八条の二第三項中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

第十三条第五項中「者は」を「精神障害の状態は」に改め、「にある者」を削り、

同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 条例第五十一条の二第一項第三号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳に障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の規定による自立支援医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第三号に規定する精神通院医療（次号及び次条第三項第三号において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の費用の支給に係る番号の記載を受けている者

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。）で、精神通院医療を受けていることについて病院又は診療所から証明を受けたもの

第十三条の二第一項中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、同条第三項第一号中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局若しくは健康福祉こどもセンター」

に改め、同項に次の一号を加える。



三 前条第五項第二号に該当する者である場合には、通院に係る病院又は診療所が発行する精神通院医療を受けていることを証明する書面

第十三条の二第六項中「の県税事務所長」を「の県税事務所長等」に改める。

第十四条、第十四条の二第一項、第十五条及び第十六条中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改める。

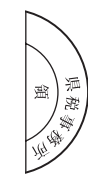
第十九条第一項中「県税事務所長」を「県税事務所長等」に改め、「当該」の下に「地域県民局又は」を加える。

第二十条中「各号」を削り、同条第二号中「県税事務所」を「地域県民局若しくは県税事務所」の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県税事務所」に改める。

第二号様式のもの、その二及びその五の（表）、第三号様式から第六号様式まで、第七号様式のもの、第八号様式のもの一及びその五、第九号様式、第十二号様式並びに第十三号様式のもの一及びその三中「」を「」に改める。

第十四号様式中「」を「」に改める。

第十五号様式中



を



に改める。

第二十一号様式中「県税事務所長」を「地域県民局長（県税事務所長）」に改める。

第二十二号様式中「県税事務所」を「地域県民局（県税事務所）」に改める。

第二十三号様式中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「健康福祉こどもセンター所長は」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長は」に改め、「所管する」の下に「地域県民局長」を加える。

第五条第一項第四号及び第二項中「書類で」の下に「地域県民局長又は」を加える。

第六条第四項及び第七号から第九号までの規定中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十条第一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十五条第一項中「健康福祉こどもセンター所長は」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長は」に改め、「支弁すべき」の下に「地域県民局長、」を加え、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十六条中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二号様式中

| | | | | |
|--|-------|--|--|--|
| | 部 長 | | | |
| | 次 長 | | | |
| | 課 長 | | | |
| | 指 導 員 | | | |

を

| | | | | | |
|--|-------------|---------------|-----|-----|-------|
| | 部 長 (所長) | 総 務 長 (部長) | 次 長 | 課 長 | 指 導 員 |
|--|-------------|---------------|-----|-----|-------|

に

に改める。

| | | | | | |
|--|--------------|--|--------------|--|---------------|
| | 施設事務費 (円) | | 施設事務費 (円) | | 介護保険加算 (円) |
|--|--------------|--|--------------|--|---------------|

を

第三号様式の別表中

「~~施設事務費~~」を「~~施設事務費~~」に、「~~介護保険加算~~」を「~~介護保険加算~~」に、「~~雑費~~」を「~~雑費~~」に改める。

第四号様式の別表を次のように改める。

別 表

| ケース番号 | | 介護扶助認定欄 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------|----------------------------|--------|--------|-------------|-------|-------------------|--------------------|---------------|----------------------------|--------|--------|-------------|--------|---------|
| 世帯員番号 | 氏 名 | 開 始 | | | | | 決 裁 日 月 日 | 介 護 機 関 | サービス の 種 類 | 転 帰 ・ 変 更 | | | | | |
| | | 総 務 長 （ 印 ） | 次 長 | 課 長 | 指 導 員 | 年 月 日 | | | | 総 務 長 （ 印 ） | 次 長 | 課 長 | 指 導 員 | 理 由 | 月 日 |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| | | | | | | ・ | ・ | | - | | | | | | ・ |
| サービスの種類 | | | | | | | | | | | | | | | 転帰・変更理由 |
| 1 居宅介護 | | | | | | | 2 介護予防 | | | | | | | 1 中止 | |
| ア 訪問介護 | ケ 短期入所療養介護 | | | | | | ア 介護予防訪問介護 | ケ 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | 2 死亡 | |
| イ 訪問入浴介護 | コ 特定施設入居者生活介護 | | | | | | イ 介護予防訪問入浴介護 | コ 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | 3 入所 | |
| ウ 訪問看護 | サ 福祉用具貸与 | | | | | | ウ 介護予防訪問看護 | サ 介護予防福祉用具貸与 | | | | | | 4 通所 | |
| エ 訪問リハビリテーション | シ 夜間対応型訪問介護 | | | | | | エ 介護予防訪問リハビリテーション | シ 介護予防認知症対応型通所介護 | | | | | | 5 その他 | |
| オ 居宅療養管理指導 | ス 認知症対応型通所介護 | | | | | | オ 介護予防居宅療養管理指導 | ス 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | | | | | |
| カ 通所介護 | セ 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | カ 介護予防通所介護 | セ 介護予防認知症対応型共同生活介護 | | | | | | | |
| キ 通所リハビリテーション | ソ 認知症対応型共同生活介護 | | | | | | キ 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | | | |
| ク 短期入所生活介護 | タ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | | | | ク 介護予防短期入所生活介護 | | | | | | | | |
| 3 施設介護 | | | | | | | 4 居宅介護支援事業者 | | | | | | | | |
| ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ウ 介護保健施設サービス | | | | | | 5 地域包括支援センター | | | | | | | | |
| イ 介護福祉施設サービス | エ 介護療養施設サービス | | | | | | | | | | | | | | |

| 保 護 状 況 | 区 分 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 | 単・併 |
| | 本人支払額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| 区 分 | 世 帯 員 番 号 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------------|-------------|--|--|-------------|--|--|-------------|--|--|-------------|--|--|
| 介 護 保 險 法 | 保 險 者 番 号 | | | | | | | | | | | | |
| | 保 險 者 の 名 称 | | | | | | | | | | | | |
| | 被 保 険 者 番 号 | | | | | | | | | | | | |
| | 要 介 護 状 態 区 分 | 要介護・要支援 () | | | 要介護・要支援 () | | | 要介護・要支援 () | | | 要介護・要支援 () | | |
| | 認 定 年 月 日 | ・ ・ | | | ・ ・ | | | ・ ・ | | | ・ ・ | | |
| | 認 定 の 有 効 期 間 | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | |
| | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | |
| 区 分 支 給 限 度 基 準 額 | 訪 問 通 所 | ・ ・ ~ 円/月 | | | ・ ・ ~ 円/月 | | | ・ ・ ~ 円/月 | | | ・ ・ ~ 円/月 | | |
| | 短 期 入 所 | ・ ・ ~ 日 | | | ・ ・ ~ 日 | | | ・ ・ ~ 日 | | | ・ ・ ~ 日 | | |
| | 病 類 別 | 結核・自立支援 | | | 結核・自立支援 | | | 結核・自立支援 | | | 結核・自立支援 | | |
| 注 34条・自立支援58条 | 有 効 期 間 | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | | ・ ・ から | | |
| | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | | ・ ・ まで | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

介護券等発行簿 1

| 世帯員番号 | 介護機関 (コード) | 介護券発行状況 | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------|----------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 月 区分 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |
| | | 発行 決裁 月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | 有効期間 | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 本人支払額 | | | | | | | | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター」や「地域県民局（健康福祉こどもセンター）」に返答。

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター」を（健康福祉こどもセンター）に、
 受付年月日、受付年月日、

「健康福祉こどもセンター所長 殿」や「地域県民局長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

県十叩弊が返答。県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」や「地域県民局長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長が」や「地域県民局長（健康福祉こどもセンター所長）が」に、「健康福祉こどもセンター所長 殿」や「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。

県十叩弊が「世帯から」の返答。「地域県民局長又は」に返答。

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター」や（健康福祉こどもセンター）に、
 受付年月日、受付年月日、

「健康福祉こどもセンター所長 殿」や「地域県民局長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「地域県民局長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「地域県民局長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「地域県民局長 殿」

長 殿」に返答。

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」や「健康福祉こどもセンター所長 殿」に、「健康福祉こどもセンター嘱託医」や「地域県民局地域健康福祉部（健康福祉こどもセンター）嘱託医」に返答。「検診書は、」の返答。「地域県民局長又は」に返答。

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

県十叩弊が「健康福祉こどもセンター所長 殿」に返答。
 「健康福祉こどもセンター所長 殿」

「1 次により扶養（しません。）

| | | |
|--------------|--|--------------------------|
| (1) 扶養の開始時期 | 年 月から | |
| (2) 扶養の方法・程度 | 金銭により毎月（年） 物品により毎月（年） 送付する。 氏名 その他 | 円送付する。 を 程度 を引きとる。 |
| (3) 扶養できない理由 | | |

「1 精神的な支援について

精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一般的な子ども預かりなど金銭的支援以外の対象者への

かわかりのことをいいます。

| | |
|--------------|--------------------|
| 精神的な支援の可否 | 可 ・ 不可 |
| 支援の開始時期 | 年 月から (又は既に行っている。) |
| 具体的な支援内容及び頻度 | 緊急連絡先 (電話番号 - -) |

2 金銭的な援助について

| | |
|-----------|---|
| 金銭的な援助の可否 | 可 ・ 不可 (理由) |
| 援助の開始時期 | 年 月から (又は既に行っている。) |
| 援助の方法・程度 | 金銭により毎月 (年) 円送付する。 物品により毎月 (年) を 程度送付する。 氏名 を引き取る。 その他 |

「2 私の住居について」を「3 私の住居について」に改める。
 第二十六号様式、第三十一号様式、第三十四号様式、第三十六号様式及び第三十七号様式中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局」に改める。
 健康福祉こどもセンター所長

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十五年四月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「戸籍抄本」の下に「又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。)」を加える。

第八条中「所管健康福祉こどもセンター所長」を「所管の地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和三十九年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 法人の登記事項証明書

第二十一条第四号中「破産」を「破産手続開始」に、「申立等」を「申立て等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条から第八条までを削る。

第九条第一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長又は健康福祉こどもセンター所長(以下「健康福祉こどもセンター所長等」という。)」に改め、同項第一号中「第十六号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二号中「世帯調書」の下に「(第三号様式)」を加え、同項第三号中「第十一条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十条第一項中「第六号様式」を「第五号様式」に、「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第七号様式」を「第六号様式」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十一条第一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「第十七号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十二条第一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第十七号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項中「第十三号様式」を「第八号様式」に、「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第四項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第六項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第十四号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十三条第一項中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に、「第十八号様式」を「第十号様式」に、「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第四号様式」を「第十一号様式」に、「第五号様式」

を「第四号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十五条第一項及び第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第三項中「第十三号様式」を「第八号様式」に、「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第四項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第六項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第十四号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十六条中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第五条第三項」を「第四条第三項」に、「第十五号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十七条第一項中「第十九号様式」を「第十四号様式」に、「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第二十号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第二十一号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第四項中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に、「第二十二号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十八条中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター所長等」に改め、同条を第十二条とする。

第十九条第一項中「第二十号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二項中「第二十一号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十三条とし、第二十条を第十四条とする。

第二十一条第一項中「第二十三号様式」を「第十八号様式」に、「第二十四号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第二項中「第二十五号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第二十二条中「第二十六号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第5号様式 (第4条関係)

年 月 日

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿

指定療育機関の名称

申請者

指定療育機関の長

㊦

療育延長申請書

療育券の有効期間を延長したいので、青森県児童福祉法施行細則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 療育券番号 | 交付年月日 | 年月日 |
| 児 氏 名 | 性別 | 男・女 |
| | | 生年月日 |
| 住所 | 生年月日 | 年月日 |
| 保護者氏名 | 生年月日 | 年月日 |
| 療育券の有効期間 | 年月日から | 年月日まで |
| 延長希望期間 | 年月日から | 年月日まで |
| 延長を必要とする理由 | | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式及び第7号様式を次のように改めぬ。

第6号様式 (第4条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) ㊦

療育延長通知書

療育券の有効期間の延長を決定したので、青森県児童福祉法施行細則 (昭和62年3月青森県規則第25号) 第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交付番号 | 交付年月日 | 年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 療育券番号 | 療育券交付年月日 | 年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童氏名 | 性別 | 男・女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定療育機関の所在地及び名称 | 生年月日 | 年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 療育券の有効期間 | 年月日から | 年月日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延長期間 | 年月日から | 年月日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公費負担医療のコード番号 | <table border="1"> <tr> <td>負担者番号</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table> | | 負担者番号 | | | | | | | | | | 受給者番号 | | | | | | | | | |
| 負担者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

*このコード番号は、診療報酬請求のとき、請求明細書の所定欄に記載してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式 (第7条関係)

番 年 月 日 号

殿

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) ㊟
特定慢性疾患医療給付通知書

年 月 日付けで申請のあつた特定慢性疾患医療の給付については、別添に記載のとおり給付を決定したので、青森県児童福祉法施行細則 (昭和62年3月青森県規則第25号) 第7条第2項の規定により通知します。

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として (知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第12号様式 (第8条、第9条関係)

番 年 月 日 号

殿

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) ㊟
特定慢性疾患医療納入金決定 (改定) 通知書

(年 月 日付けで申請のあつた) 青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例 (平成12年3月青森県条例第44号) 第4条第1項の規定による特定慢性疾患医療について決定 (改定) したので、青森県児童福祉法施行細則 (昭和62年3月青森県規則第25号) 第8条第3項 (第9条第2項、第9条第5項において準用する同条第2項) の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | | | |
|-----------------|----------------|--------|---|--|
| 児童等氏名 | | | | |
| 階 層 区 分 | (改定前) | | | |
| 納 入 金 の 額 | 月 額 (改定前月額) | 円 | 円 | |
| 決 定 (改 定) 期 間 | 年 月 から | 年 月 まで | | |
| | (改定前) | | | |

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として (知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式」を「様式」に改め、同様式を第二十六号様式とする。

第三十二号様式中「様式」を「様式」に改め、同様式を第二十七号様式とする。

第三十三号様式中「様式」を「様式」に改め、同様式を第二十八号様式とする。

第三十四号様式中「様式」を「様式」に改め、同様式を第二十九号様式とする。

第三十五号様式中「様式」を「様式」に改め、同様式を第三十号様式とする。

第三十六号様式中「様式」を「様式」に改め、同様式を第三十一号様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県障害者自立支援法施行細則

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行については、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(自立支援医療費の支給認定の申請等)

第二条 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請及び法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請は、自立支援医療費支給認定（変更）申請書（第一号様式）によらなければならない。

(自立支援医療受給者証の記載事項等の変更の届出)

第三条 政令第32条第一項の規定による変更の届出は、自立支援医療受給者証記載事項等変更届出書（第二号様式）によらなければならない。

(自立支援医療受給者証の再交付の申請)

第四条 政令第33条第一項の規定による再交付の申請は、自立支援医療受給者証再交付申請書（第三号様式）によらなければならない。

(指定自立支援医療機関指定申請書等)

第五条 省令第57条に規定する申請書は、指定自立支援医療機関指定申請書（第四号様式）による。

2 法第六十四条の規定による変更の届出は、指定自立支援医療機関変更届出書（第五号様式）によらなければならない。

3 政令第40条の規定による指定の辞退の届出は、指定自立支援医療機関指定辞退届出書（第六号様式）によらなければならない。

(障害福祉サービス事業等開始届出書等)

第六条 法第七十九条第二項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始届出書（第七号様式）によらなければならない。

2 法第七十九条第三項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等変更届出書（第八号様式）によらなければならない。

3 法第七十九条第四項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止（休止）届出書（第九号様式）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

記 載 要 領

1 「所得区分」の欄には、次により、該当する にレ印を記入してください。

イ 受診者の属する世帯が生活保護世帯である場合...生保

世帯とは、受診者の加入している医療保険が、国民健康保険である場合は当該国民健康保険に加入している者全員を、国民健康保険以外のものである場合は受診者及び当該医療保険において受診者と扶養又は被扶養の関係にある者全員をいいます。

ロ 「生保」に該当する場合を除いては、受診者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であり、かつ、前年（自立支援医療を開始しようとする日が1月から6月までの間にあるときは、前々年）の受診者（受診者が障害児であるときは、その保護者）の公的年金等を含む収入金額が、

- ・80万円以下である場合...低1
- ・80万円を超える場合.....低2

市町村民税非課税世帯とは、本年度（自立支援医療を開始しようとする日が4月から6月までの間にあるときは、前年度）の市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている世帯をいいます。

ハ 「生保」、「低1」又は「低2」に該当する場合を除いては、受診者の属する世帯の本年度（自立支援医療を開始しようとする日が4月から6月までの間にあるときは、前年度）の市町村民税の所得割の額が、

- ・2万円未満である場合.....「中間1」
- ・2万円以上20万円未満である場合...「中間2」
- ・20万円以上である場合.....「一定以上」

2 「重度かつ継続」の欄には、次のいずれかに該当する場合は「該当」の にレ印を、いずれにも該当しない場合は「非該当」の にレ印を記入してください。

イ 受診者の属する世帯について、自立支援医療を開始しようとする月以前の12月以内に医療保険の高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合

ロ 自立支援医療の種類ごとに次に掲げる者

- ・育成医療.....腎臓機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者
- ・精神通院医療...統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）若しくはてんかんにかかっている者若しくは認知症等の脳機能障害若しくは依存症等の薬物関連障害を有する者又は3年以上の精神医療の経験を有する医師により、計画的かつ集中的な精神医療を継続的に要すると判断された者

第2号様式 (第3条関係)

| 自立支援医療受給者証記載事項等変更届出書 | | | | | | | |
|--|-------|---|-----------------|-------|-----------------|---------|---------|
| 精神障害者・障害児 | フリガナ | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳 | 生 年 月 日 |
| | 受診者氏名 | | | | | | 年 月 日 |
| 保護者 | フリガナ | | | | | 電話番号 | |
| | 受診者住所 | | | | | | |
| 保護者 | フリガナ | | | | | 受診者との続柄 | |
| | 保護者住所 | | | | | | |
| 自立支援医療受給者証の番号 | | | 自立支援医療受給者証の有効期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 自立支援医療の種類 | | <input type="checkbox"/> 育成医療 <input type="checkbox"/> 精神通院医療 | | | | | |
| 変 更 事 項 | | | | | | | |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | | | 変 更 後 | | | |
| | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |
| <p>自立支援医療受給者証の記載事項等を変更したので、障害者自立支援法施行令第32条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">届出者氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿</p> | | | | | | | |

- 注 1 「保護者」の欄は、障害児の場合に記入すること。
 2 該当する□には、レ印を記入すること。
 3 自立支援医療受給者証を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第4条関係)

| 自立支援医療受給者証再交付申請書 | | | | | | | |
|---|-------|--|----|-----|----|---------|---------|
| 精神障害者・障害児 | フリガナ | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳 | 生 年 月 日 |
| | 受診者氏名 | | | | | | 年 月 日 |
| 精神障害者・障害児 | フリガナ | | | | | 電話番号 | |
| | 受診者住所 | | | | | | |
| 保護者 | フリガナ | | | | | 受診者との続柄 | |
| | 保護者氏名 | | | | | | |
| 保護者 | フリガナ | | | | | 電話番号 | |
| | 保護者住所 | | | | | | |
| 申請の理由 | | | | | | | |
| <p>自立支援医療受給者証を ⎓ 破った 汚した 失った) ので、障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定により、上記のとおり再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿</p> | | | | | | | |

- 注 1 「保護者」の欄は、障害児の場合に記入すること。
- 2 該当する口には、レ印を記入すること。
- 3 自立支援医療受給者証を破り、又は汚したため、その再交付を申請するときは、当該破り、又は汚した自立支援医療受給者証を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第5条関係）

（その1）病院又は診療所の場合

年 月 日

青森県知事 殿

医療機関の名称
申請者 開設者氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

指定自立支援医療機関指定申請書

障害者自立支援法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を受けた
いので、障害者自立支援法施行規則第57条第1項の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 病院又は診療所の名称及び所在地
- 2 開設者の住所及び氏名又は名称
- 3 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に関するものに限る。）
- 4 担当しようとする自立支援医療の種類
- 5 自立支援医療を主として担当する医師（歯科医師）の氏名及び経歴
- 6 自立支援医療（育成医療又は更生医療に限る。）を行うために必要な設備の概要
- 7 患者を収容する施設の有無及びその収容定員（育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

（その2）薬局の場合

年 月 日

青森県知事 殿

医療機関の名称
申請者 開設者氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

指定自立支援医療機関指定申請書

障害者自立支援法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を受けた
いので、障害者自立支援法施行規則第57条第2項の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 薬局の名称及び所在地
- 2 開設者の住所及び氏名又は名称
- 3 調剤のために必要な設備及び施設の概要
- 4 担当しようとする自立支援医療の種類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その3) 指定訪問看護事業者等の場合

年 月 日

青森県知事 殿

申請者

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

指定自立支援医療機関指定申請書

障害者自立支援法第54条第2項の規定による自立支援医療機関の指定を受けたいので、障害者自立支援法施行規則第57条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 申請に係る訪問看護事業を行う事業所又は居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地

3 申請に係る訪問看護事業を行う事業所又は居宅サービス事業を行う事業所において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数

4 担当しようとする自立支援医療の種類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第5号様式 (第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

指定自立支援医療機関の開設者

住所 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

指定自立支援医療機関変更届出書

障害者自立支援法第64条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------|-----|
| | 変更年月日 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

指定自立支援医療機関の開設者

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

指定自立支援医療機関の指定を辞退したいので、障害者自立支援法施行令第40条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

| 指定自立支援医療機関 | 名称 | 所在地 |
|------------|---------|---------|
| 予 告 期 間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

届出者

障害福祉サービス事業等開始届出書

障害福祉サービス事業等を開始するので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により、収支予算書及び事業計画書を提出し、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行うおとする区域(市町村の委託を受けて事業を行うおとする者にあっては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 7 短期入所を行うおとする者において、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員
- 8 事業開始の予定年月日
(添付書類)
 - 1 収支予算書
 - 2 事業計画書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式 (第6条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

住所
届出者 氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業等変更届出書

障害福祉サービス事業等について届出をした事項を変更したので、障害者自立支援法第79条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
 - 2 変更事項
 - 3 変更の理由
 - 4 変更年月日
 - 5 その他参考事項
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第9号様式 (第6条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

住所
届出者 氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業等廃止 (休止) 届出書

障害福祉サービス事業等を廃止 (休止) したいので、障害者自立支援法第79条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
 - 2 廃止 (休止) しようとする年月日 (休止の場合は、休止の予定期間も記載してください。)
 - 3 廃止 (休止) の理由
 - 4 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「健康福祉こどもセンター所長」を「地域県民局長及び健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条の見出しを「（身体障害者相談支援事業等開始届書等）」に改め、同条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届書（第十六号様式）」を「身体障害者相談支援事業等開始届書（第十一号様式）」に改め、同条第二項中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届書（第十七号様式）」を「身体障害者相談支援事業等変更届書（第十二号様式）」に改め、同条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届書（第十八号様式）」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届書（第十三号様式）」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「第十九号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「第二十号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第二十一号様式」を「第十六号様式」に、「第二十二号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

第十一号様式から第十五号様式までを削る。

第十六号様式中「第13条」を「第11条」に、「身体障害者居宅生活支援事業等開始届書」を「身体障害者相談支援事業等開始届書」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条の記号中「身体障害者」を「身体障害者短期入所事業」に、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業」に、「所在地」を「及び所在地」に改め、「及び入所定員（身体障害者短期入所事業に係るものに限る。）」を「及び」に改め、同条を第十一号様式とする。

第十七号様式中「第13条」を「第11条」に、「身体障害者居宅生活支援事業等変更届書」を「身体障害者相談支援事業等変更届書」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条を第十二号様式とする。

第十八号様式中「第13条」を「第11条」に、「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届書」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届書」に改め、同条の記号中「、又は入所し」を削り、同条を第十三号様式とする。

第十九号様式中「第14条」を「第12条」に改め、同様式を第十四号様式とする。
第二十号様式中「第14条」を「第12条」に改め、同様式を第十五号様式とする。
第二十一号様式中「第14条」を「第12条」に改め、同様式を第十六号様式とする。
第二十二号様式中「第14条」を「第12条」に改め、同様式を第十七号様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（知的障害者相談支援事業開始届書等）」に改め、同条第一項中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届書」を「知的障害者相談支援事業開始届書」に改め、同条第二項中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届書」を「知的障害者相談支援事業変更届書」に改め、同条第三項中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届書」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届書」に改める。

第二号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届書」を「知的障害者相談支援事業開始届書」に、「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条の記号中「及び」を「及び」に改め、同条を第十四号様式とする。
第三号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届書」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条を第十五号様式とする。

「知的障害者相談支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

第四号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届書」を「知的障害者相談支援事業等廃止（休止）届書」に、「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改め、同様式の記の4中、「又は入所」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を削り、同項第五号中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第十号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第十一号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号及び同条第二項を削る。

第四条第一項中「第十三号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二項中「第十四号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第三項中「第十五号様式」を「第十三号様式」に改める。

第五条中「第十六号様式」を「第十四号様式」に改める。

第六条中「第十七号様式」を「第十五号様式」に改める。

第七条中「第十八号様式」を「第十六号様式」に改める。

第八条中「第十九号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十条中「第二十号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「第二十三号様式」を「第十九号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「第二十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第二十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第十三条とする。


第十五条第一項中「第二十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条第二項中「第二十七号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加え、同条を第十四条とする。


第十六条第一項中「第二十八号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条第二項中「第二十九号様式」を「第二十五号様式」に改め、同条第三項中「第三十号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「第三十一号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条を第十六条とする。


第十四号様式を削り、第五号様式を第四号様式とし、第六号様式から第十号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

第十一号様式中「・珈琲畑」を削り、同様式を第十号様式とし、第十二号様式を削り、第十三号様式を第十一号様式とし、第十四号様式を第十二号様式とし、第十五号様式を第十三号様式とする。

第十六号様式中「を


「を

「を


「を


「を


「を


「を

「を

「を

「を

「を

「を

「を

「を

「を

「を

「を

「8 この措置について不服があるときは、この措置が採られたことを知った日の翌日から起算して60日以内に青森県知事に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。

に改め、同様式を第二十七号様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「従い」を「応じ」に、「掲げる事務所」を「定める事務所」に改め、同条第一号中「青森県行政機関設置条例」を「青森県行政機関等設置条例」に、「第十二条」を「第一条に規定する地域県民局の地域整備部又は同条例第十四条」に改め、「（以下「県土整備事務所」という。）」を削る。

第五条中「管轄する」の下に「地域県民局長又は」を加える。別表中「にちり」の下に「地域県民局長又は」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

水防施設費補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

水防施設費補助規則の一部を改正する規則

水防施設費補助規則（昭和二十七年十一月青森県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「所轄県土整備事務所長」を「所轄地域県民局長又は県土整備事務所長」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「訓令」を「訓令」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第四十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税事務所」を「地域県民局」に改める。

第四条第一項中「チームリーダー及び県立美術館開館準備局長補佐」を「（県立美術館開館準備室にあつては、室長補佐）、チームリーダー及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」に改め、「の長」の下に「（地域県民局にあつては、地域連携室長及び部長。第十三条及び第八十八条を除き、以下同じ。）」を加える。

第五条中「県立美術館開館準備局」を「エネルギー総合対策局」に改める。

第六条中「当該出先機関」を「出先機関」に改める。

第九条第二項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 エネルギー総合対策局長印

第九条第二項中第十四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 地域県民局地域連携室長印

十六 地域県民局の部長印

第九条第二項中第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 エネルギー総合対策局のグループリーダー印

第九条第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 観光局長印

九 水産局長印

第十一条第三号を次のように改める。

三 出先機関の長印（青森県行政機関等設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）に規定する地域県民局及び行政機関の長に係るものに限る。）
第十三条の表中「第十四条まで」を「第十三条の二まで、第十四条」に、

| | |
|-------------------------------|----------|
| 行政改革・危機管理監印 | 行政経営推進室長 |
| 県立美術館開館準備局長印、課長印、室長印、チームリーダー印 | 課長 |
| 出先機関の長印、出先機関の印 | 各出先機関の長 |

を

エネルギー総合対策局長印、課長印、室長印、チームリーダー印

課長

行政改革・危機管理監印

行政経営推進室長

観光局長印

観光企画課長

水産局長印

水産振興課長

エネルギー総合対策局のグループリーダー印

エネルギー総合対策局のグループリーダー

出先機関の長印、出先機関の印

出先機関の長（地域県民局にあつては、地域連携室長。第八十八条において同じ。）

地域県民局地域連携室長印、地域県民局の部長印

地域県民局地域連携室長、地域県民局の部長

に、

「長又は」を「長（地域県民局にあつては、地域連携室長及び部長）又は」に改める。
第二十二条第一項の表第一号ア(ウ)中「含む。以下同じ」を「含む」に改め、同ア(エ)を次のように改める。

(エ) エネルギー総合対策局の局長及び次長あてのものであるときは、エネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー

第二十二条第一項の表第一号ア中(カ)を(ク)とし、(ク)の次に次のように加える。

(カ) 観光局長あてのものであるときは、観光企画課長

(カ) 水産局長あてのものであるときは、水産振興課長

(キ) 県立美術館開館準備室長あてのものであるときは、県立美術館開館準備室長補佐

第二十二条第一項の表第一号イ中「(カ)」を「(ク)」に改める。

第三十一条中「部長」の下に「（エネルギー総合対策局長、出納局事務局長、行政改革・危機管理監、観光局長及び水産局長を含む。以下同じ。）」を加え、「県立美術館開館準備局長、室長及びチームリーダー」を「室長、チームリーダー及びエネルギー総合対策局のグループリーダー」に改める。

第四章の章名中「県税事務所」を「地域県民局」に改める。

第七十四条第一項中「県税事務所」を「地域県民局、県税事務所」に、「県税事務所等」を「地域県民局等」に改め、「当該出先機関」の下に「（地域県民局にあつては、地域連携室及び部。次条第五項において同じ。）」を加え、同条第二項中「県

税務事務所等の長（一）を「地域県民局等の長（地域県民局にあつては、地域連携室長及び部長。」に改める。

第七十七条第一項中「県税事務所」を「地域県民局」に、「行なひ」を「行ひ」に改め、同項第三号及び第六号中「のつえ」を「の上」に改める。

第七十九条中「県税事務所」を「地域県民局」に改める。

第八十二条中「所長」を「地域県民局等の長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地域県民局にあつては、当該文書の性質又は内容により、地域連携室長又は部長名をまつてすることができぬ。

第八十四条第一項中「所長」を「地域県民局等の長」に改める。

第八十六条、第八十八条、第八十九条及び第九十一条中「県税事務所」を「地域県民局」に改める。

別表第一の一(二)中

| | |
|-----------|-----------|
| 青森県 県民局長印 | 青森県 県民局長印 |
|-----------|-----------|

| | |
|-----------|-----------|
| 青森県 県民局長印 | 青森県 県民局長印 |
|-----------|-----------|

| | |
|-----------|-----------|
| 青森県 県民局長印 | 青森県 県民局長印 |
|-----------|-----------|

| | |
|-----------|-----------|
| 青森県 県民局長印 | 青森県 県民局長印 |
|-----------|-----------|

表の2の表中

「部長 印 | 24」を「部 長 印 | 24」に改める。

「県立美術館開館準備局長印 | 24」を「商工労働部観光局長印 | 24
農林水産部水産局長印 | 24
県立美術館開館準備室長印 | 24」に改める。

「出先機関の長印 | 21」を「出先機関の長印(地域県民局長印を除く。) | 21
地域県民局地域連携室長印 | 21
地域県民局の部長印 | 21」に改める。

| | |
|-----------|-----------|
| 青森県 県民局長印 | 青森県 県民局長印 |
|-----------|-----------|

| | |
|------------|----------------|
| 原子力施設安全検証室 | 青森県 原子力施設安全検証室 |
| 並行在来線対策室 | 青森県 並行在来線対策室 |
| 人づくり戦略チーム | 青森県 人づくり戦略チーム |
| 県民生活文化課 | 青森県 県民生活文化課 |
| 国際課 | 青森県 国際課 |

| | |
|---------------|-------------------|
| むつ小川原振興課 | 青森県 むつ小川原振興課 |
| 資源エネルギー課 | 青森県 資源エネルギー課 |
| 労働能力開発推進室 | 青森県 労働能力開発推進室 |
| ITER誘致推進室 | 青森県 ITER誘致推進室 |
| 海外産業経済交流推進チーム | 青森県 海外産業経済交流推進チーム |

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 「 | 労 政 ・ 能 力 開 発 課 | 青 労 能 |
| | 海外産業経済交流推進チーム | 青 海 産 |
| | 観光企画画課 | 青 観 光 |
| | 新幹線交流推進課 | 青 新 推 |
| | 県立美術館開館準備室 | 青 美 準 |

「改め、文化観光局

| | | |
|---|---------------|-------|
| 「 | 水 産 振 興 課 | 青 水 振 |
| | 漁 港 漁 場 整 備 課 | 青 漁 整 |
| | 「冬」の農業推進チーム | 青 冬 |

を

| | | |
|---|-------------|-------|
| 「 | 「冬」の農業推進チーム | 青 冬 |
| | 水産振興課 | 青 水 振 |
| | 水産局 | 青 漁 整 |

「改め、県土整備局

の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-------------|-----|
| 「 | 「冬」の農業推進チーム | 青 冬 |
|---|-------------|-----|

別表第三「青森県東京事務所の項」の前に次のように加える。

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 中 南 地 域 農 民 局 地 域 連 携 室 | 中 農 同 連 携 |
| 中 南 地 域 農 民 局 農 税 部 | 中 農 同 農 税 |
| 中 南 地 域 農 民 局 地 域 健 康 福 祉 部 | 中 農 同 健 福 |
| 中 南 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 | 中 農 同 農 水 |
| 中 南 地 域 農 民 局 地 域 整 備 部 | 中 農 同 整 備 |
| 中 南 地 域 農 民 局 地 域 整 備 部 田 屋 タ ム 管 理 所 | 中 農 同 管 理 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 連 携 室 | 三 農 同 連 携 |
| 三 八 地 域 農 民 局 農 税 部 | 三 農 同 農 税 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 健 康 福 祉 部 | 三 農 同 健 福 |

| | |
|---|-----------|
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 | 三 農 同 農 水 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 八 戸 家 畜 保 健 衛 生 所 | 三 八 家 保 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 八 戸 水 産 事 務 所 | 三 八 水 産 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 三 八 地 方 漁 港 漁 場 整 備 事 務 所 | 三 三 漁 港 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 整 備 部 | 三 農 同 整 備 |
| 三 八 地 域 農 民 局 地 域 整 備 部 八 戸 港 管 理 所 | 三 整 八 港 管 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 連 携 室 | 下 農 同 連 携 |
| 下 北 地 域 農 民 局 農 税 部 | 下 農 同 農 税 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 健 康 福 祉 部 | 下 農 同 健 福 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 | 下 農 同 農 水 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 八 戸 家 畜 保 健 衛 生 所 | 下 八 戸 家 保 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 八 戸 水 産 事 務 所 | 下 八 戸 水 産 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 農 林 水 産 部 下 北 地 方 漁 港 漁 場 整 備 事 務 所 | 下 下 漁 港 |
| 下 北 地 域 農 民 局 地 域 整 備 部 | 下 農 同 整 備 |

別表第三「青森県自治研修所の項、弘前県税事務所の項、八戸県税事務所の項、むつ県税事務所の項、青森県男女共同参画センターの項、白神山地ビジターセンターの項、中南部健康福祉こどもセンターの項、三戸地方健康福祉こどもセンターの項、下北地方健康福祉こどもセンターの項、五所川原保健所轄ケ沢支所の項及び西北地方福祉事務所轄ケ沢支所の項を削り、青森県立つくしが丘病院の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------|-------|
| 青 森 県 動 物 愛 護 セ ン タ ー | 青 動 愛 |
|-----------------------|-------|

別表第三「青森県子ども家庭支援センターの項」を削り、「青森県立あすなろ学園」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に、「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」に改め、「青森県 I T E R 誘致推進東京連絡事務所の項、中南部農林水産事務所の項から三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所の項まで、下北地方農林水産事務所の項から下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所の項まで、青森県土整備事務所都市公園事務所の項及び弘前県土整備事務所の項から八戸県土整備事務所八戸港管理所の項までを削り、五所川原県土整備事務所の項の次に次のように加える。

五所川原県土整備事務所 五所川原事務所

別表第三中むつ県土整備事務所の項及びむつ川原県土整備事務所の項を削り、同表に次のように加える。

青森県 I T E R 支 援 東 京 連 絡 事 務 所

青 I T E R 東

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式 起案用紙甲 (第28条関係)

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|------|------|------|--------------|--------------|--------------|------|------|---------|
| 法務区分 | 知事 | 副知事 | 部長 | 課長 | 課長代理 | ケルナー リーダー | ケルナー リーダー | 分類記号 | 保存年限 | 永年()・年 |
| 件名 | このことについて、次のとおり してよいか伺います。 します。 | | | | | | | 起案者 | 課 | 電話 |
| 知事 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長代理 | ケルナー リーダー | ケルナー リーダー | 課 | 員 | | |
| 副知事 | | | | | | | | | | |
| 出納長 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 施行上の注意 | | | | | | | | | | |
| 起案年月日 | 決裁年月日 | 浄書者日 | 校合者印 | 公印使用 | 發送年月日 | | | | | |
| 処理期限 | | | | | | | | | | |
| 施行年月日 | | | | | | | | | | |
| 文書番号 | 青第 | 号 | | | | | | | | |

注1 裏面は、第14号様式の2の様式を印刷すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とし、刷色は、グレーとすること。

第十五号様式中

課長 ケルナーリーダー サブリーダー 課員

課長 課長代理 ケルナー
リーダー サブリーダー 課員
に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

徴税吏員の任命に関する規程(昭和三十二年四月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一項中「及び青森県行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)に基づく」を、「地域県民局の県税部及び」に、「同表の一級の職務の級にある」を「経歴年数が知事が定める年数に満たない」に改める。

第二項中「税務課長」の下に「地域県民局の県税部に勤務する徴税吏員は地域県民局の県税部長」を加える。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------------|
| (発行人・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|--|------------------------------|